

第163期 決算公告

2024年6月27日

横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号
株式会社 横浜銀行
代表取締役頭取 片岡 達也

貸借対照表(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	3,992,990	預 金	17,971,667
現 金	148,673	当 座 預 金	726,321
預 け 金	3,844,316	普 通 預 金	13,857,475
コ ー ル ロ ー ン	223,629	貯 蓄 預 金	208,000
買 入 金 銭 債 権	27,451	通 知 預 金	37,970
特 定 取 引 資 産	1,730	定 期 預 金	2,752,961
商 品 有 価 証 券	1,651	そ の 他 の 預 金	388,937
特 定 金 融 派 生 商 品	79	譲 渡 性 預 金	204,950
有 価 証 券	2,510,721	コ ー ル マ ネ ー	197,080
国 債	182,286	売 現 先 勘 定	115,423
地 方 債	909,893	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	76,599
社 債	320,249	特 定 取 引 負 債	12
株 式	228,696	特 定 金 融 派 生 商 品	12
そ の 他 の 証 券	869,595	借 用 金	1,984,154
貸 出 金	14,612,994	借 入 金	1,984,154
割 引 手 形 付	18,395	外 国 為 替	836
手 形 貸 付	159,960	外 国 他 店 預 り	166
証 書 貸 付	13,210,952	未 払 外 国 為 替	670
当 座 貸 越	1,223,686	信 託 勘 定 借	41,729
外 国 為 替	22,723	そ の 他 負 債	102,291
外 国 他 店 預 け	21,918	未 払 法 人 税 等	7,301
買 入 外 国 為 替	115	未 払 費 用	10,221
取 立 外 国 為 替	689	前 受 収 益	15,179
そ の 他 資 産	251,502	金 融 派 生 商 品	29,356
前 払 費 用	14,855	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	15,237
未 収 収 益	23,970	そ の 他 の 負 債	24,995
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	2,653	賞 与 引 当 金	3,688
先 物 取 引 差 金 勘 定	10	役 員 賞 与 引 当 金	23
金 融 派 生 商 品	34,753	株 式 報 酬 引 当 金	174
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	18,336	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	1,831
そ の 他 の 資 産	156,922	偶 発 損 失 引 当 金	638
有 形 固 定 資 産	142,690	繰 延 税 金 負 債	4,091
建 物	50,303	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	16,256
土 地	83,643	支 払 承 諾	32,783
建 設 仮 勘 定	3,261	負 債 の 部 合 計	20,754,236
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	5,481		
無 形 固 定 資 産	15,731	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	15,460	資 本 金	215,628
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	271	資 本 剰 余 金	177,244
前 払 年 金 費 用	38,037	資 本 準 備 金	177,244
支 払 承 諾 見 返	32,783	利 益 剰 余 金	566,691
貸 倒 引 当 金	△ 67,815	利 益 準 備 金	38,384
		そ の 他 利 益 剰 余 金	528,307
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	2,228
		別 途 積 立 金	118,234
		繰 越 利 益 剰 余 金	407,844
		株 主 資 本 合 計	959,564
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	54,440
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	549
		土 地 再 評 価 差 額 金	36,381
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	91,371
		純 資 産 の 部 合 計	1,050,935
資 産 の 部 合 計	21,805,172	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	21,805,172

(単位：百万円)

科目										金	額
経	資	金	運	用	収	収	益				277,959
	貸有コ預そ	価一の	出証ルけ他託	金利口金の受	利息一利	配ン利	当利	息金		210,768	
								息		157,708	
								息		36,653	
								息		2,674	
								息		6,572	
								酬		7,159	
信	役	務	入	為	引替	等手	収数	益料		278	
								益		57,894	
								益		9,035	
								益		48,858	
特	所	商	の	有	証	券	収	益		35	
								益		35	
								益		5,427	
								益		557	
								益		2,081	
								益		15	
								益		2,735	
								益		37	
								益		3,555	
								益		162	
								益		1,325	
								益		2,067	
経	資	金	調	達	費	費	用				216,600
								息		53,824	
								息		19,468	
								息		9	
								息		4,107	
								息		5,919	
								息		3,754	
								息		6,143	
								息		3,484	
								息		10,937	
								用		18,916	
								料		1,108	
								用		17,807	
								用		19	
								用		19	
								用		30,532	
								損		19,871	
								損		10,363	
								却		257	
								用		39	
								費		100,900	
								用		12,406	
								額		9,077	
								却		9	
								損		4	
								用		3,315	
経	特	固	定	資	産	分	益				61,359
								益		0	
								失		1,438	
								損			
								失			
税	引	前	住	民	税	純	利	益			59,922
法	人	、	税	等	等	及	事	業			
法	人	人	税	純	利	合	整	業			
法	人	期	税	等	利	利	合	業			
当								額			17,702
								計			42,219

個 別 注 記 表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～60年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年～7年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却することとしております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零とすることとしております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連法人等株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破綻先：破産、特別清算等、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先：破綻先と実質的に同等の状況にある債務者

破綻懸念先：現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要管理先：要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権（三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権）であ

る債務者

要注意先：貸出条件や返済履行状況に問題のある債務者、業況が低調又は不安定な債務者など、今後の管理に注意を要する債務者

正常先：業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

- ① 破綻先に係る債権及び実質破綻先に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
- ② 破綻懸念先及び要管理先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。また、上記以外の債務者であっても、従来よりキャッシュ・フロー見積法により計上しており、経営改善計画等の期間内にあって一定の要件に該当する債務者に係る債権については、引き続きキャッシュ・フロー見積法により計上することとしております。
- ③ ②以外の破綻懸念先に係る債権については、今後３年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対して、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
- ④ 上記以外の債権のうち、要管理先については今後３年間、正常先及び要注意先については今後１年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、要管理先については債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対して、正常先及び要注意先については債権額に対して、主として過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 4,857百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与（短期業績連動報酬）の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 株式報酬引当金

株式報酬引当金は、取締役等への株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役等に対する報酬の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上することとしております。なお、当事業年度末においては、信託財産及び年金資産の合計額が退職給付債務を一時的に超過したため当該差額を前払年金費用に計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（１５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(6) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り必要と認める額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、上記(1)、(2)以外のヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債については、繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。

8. グループ通算制度の適用

当行は、グループ通算制度を適用しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

貸倒引当金 67,815 百万円

貸倒引当金の金額の算出方法等は、「重要な会計方針」の「6. 引当金の計上基準」の「(1) 貸倒引当金」に記載のとおりであり、計上にあたって、以下のような主要な仮定を用いております。

- ・債務者の実態評価、経営改善計画等に基づく債務者区分の判定における貸出先の将来見込み
- ・過去の処分実績等に基づく不動産等担保の今後の処分可能見込額の見通し
- ・キャッシュ・フロー見積法における足元の実績等に基づく債権の今後の元本回収及び利息受取りの見通し
- ・予想損失額の算定に際して、過去平均値に基づく損失率に加える必要な修正において考慮する長期過去実績、過去実績の趨勢等に基づく将来見込み等

これらの仮定は、将来の不確実な経済状況の変化等によって影響を受ける可能性があり、仮定と実績との間に重要な差異が生じた場合には、翌事業年度の貸倒引当金及び貸倒引当金繰入額等の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、国内の新型コロナウイルス感染症の経済活動に与える影響は5類移行に伴って外出の制限がなくなったこと等により解消されつつあるものの、貸出先の今後の事業活動に与える影響については、補助金等の公的支援の終了やコロナ禍で生じた人手不足の影響、消費者の行動変容等により引続き不透明であり、この影響を受けて貸倒引当金については次の通り見積りを行っております。一部の貸出先については業績の回復の遅れや、これに伴う資金繰りの悪化等に伴い貸倒等の損失が発生するものと見込まれますが、可能な限り詳細に最新の情報を収集することにより、将来見込みを織り込んで債務者区分の判定を行い、貸倒引当金を算定しております。また、コロナ禍において財政状態に重要な影響が生じており、今後の事業活動にも重要な影響が残っている一部の業種に属する貸出先については、将来見込みの不確実性がより高いことから、当該信用リスクの状況を鑑み、今後の資金繰り悪化の可能性を織り込んだ場合に予想される損失額について追加的に必要な修正を加えて算定しております。なお、この新型コロナウイルス感染症による影響についての仮定は不確実性を有しており、個人消費の低迷や生産活動の停滞等の影響を受け貸出先の業績の回復に要する期間が入手可能な直近の情報による想定を超えた場合には、予想損失額を上回る貸倒等の損失が発生する可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 42,932 百万円
2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、国債等に 102,337 百万円含まれております。
3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	51,183 百万円
危険債権額	111,580 百万円
三月以上延滞債権額	4,374 百万円
貸出条件緩和債権額	4,751 百万円
合計額	171,889 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、18,510百万円であります。
5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金	40,500 百万円
有価証券	1,298,316 百万円
貸出金	1,722,962 百万円
その他の資産	817 百万円

担保資産に対応する債務

預金	60,088 百万円
売現先勘定	115,423 百万円
債券貸借取引受入担保金	76,599 百万円
借入金	1,934,264 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 30,862 百万円及びその他の資産 62,030 百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金 3,916 百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,675,382 百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,505,071 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 34,375百万円

8. 有形固定資産の減価償却累計額 121,863百万円

9. 有形固定資産の圧縮記帳額 80,108百万円

10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 40,000百万円が含まれております。

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は 74,719百万円であります。

12. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託 41,729百万円であります。

13. 関係会社に対する金銭債権総額 86,395百万円

14. 関係会社に対する金銭債務総額 147,206百万円

15. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国際統一基準）は 15.81%であります。

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額 1,663百万円

役務取引等に係る収益総額 3,028百万円

その他業務・その他経常取引に係る収益総額 428百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額 298百万円

役務取引等に係る費用総額 7,102百万円

その他業務・その他経常取引に係る費用総額 2,576百万円

2. 関連当事者との間の取引は次のとおりであります。

種類	会社等の 名称 又は氏名	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子法人等	横浜信用保証 株式会社	保証業	所有 直接50	保証取引	当行住宅ローン 等の保証取引 (注) 1, 2, 3	3, 984, 512	—	—
役員の 近親者	金子 抄耶	—	—	与信取引	住宅ローン (注) 4	—	貸出金	29
役員の 近親者	金子 健洋	—	—	与信取引	住宅ローン (注) 4	—	貸出金	54

- (注) 1. 横浜信用保証株式会社より、当行の住宅ローン等に対して保証を受けております。
2. 保証条件は、商品ごとに保証対象の住宅ローン等の信用リスク等を勘案し、決定しております。
3. 取引金額は、当事業年度末に保証を受けている住宅ローン等の残高を記載しております。
4. 取引条件及び取引条件の決定方法等は、一般の取引と同様であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2024年3月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	△3

2. 満期保有目的の債券（2024年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対 照表計上額を 超えるもの	国債	25, 302	25, 518	215
	地方債	53, 400	53, 563	163
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	78, 702	79, 081	378
時価が貸借対 照表計上額を 超えないもの	国債	62, 389	58, 518	△3, 870
	地方債	736, 433	724, 614	△11, 818
	社債	200	199	△0
	その他	5, 594	5, 592	△1
	小計	804, 616	788, 926	△15, 690
合計		883, 319	868, 007	△15, 311

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2024年3月31日現在）

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で市場価格のあるものは該当ありません。

なお、市場価格のない子会社・子法人等株式及び関連法人等株式の貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	24, 063
関連法人等株式	8, 892
合計	32, 956

(注) 子会社・子法人等及び関連法人等への出資金（9, 975百万円）は含めておりません。

4. その他有価証券（2024年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	196,357	82,515	113,842
	債券	90,663	90,382	281
	国債	39,904	39,867	36
	地方債	25	25	0
	社債	50,734	50,489	244
	その他	341,078	325,514	15,563
	小計	628,099	498,411	129,687
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,852	2,679	△827
	債券	444,041	458,050	△14,008
	国債	54,690	56,696	△2,006
	地方債	120,035	121,910	△1,875
	社債	269,315	279,443	△10,127
	その他	469,755	510,458	△40,703
	小計	915,649	971,188	△55,539
合計		1,543,748	1,469,600	74,148

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	6,220
組合出資金	43,582

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号）第24-16項を適用し、時価開示の対象とはしておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,606	1,325	4
債券	330,816	1,363	3,890
国債	292,821	1,361	2,422
地方債	—	—	—
社債	37,995	1	1,467
その他	203,321	718	15,981
合計	535,744	3,407	19,875

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、120百万円（うち社債 120百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	21,211百万円
有価証券償却	2,461百万円
融資関連手数料	3,685百万円
その他	<u>5,005百万円</u>
繰延税金資産小計	32,364百万円
評価性引当額	<u>△2,597百万円</u>
繰延税金資産合計	29,766百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	21,992百万円
繰延ヘッジ損益評価差額	242百万円
退職給付信託設定・返還益	5,191百万円
その他	<u>6,432百万円</u>
繰延税金負債合計	33,858百万円
繰延税金負債の純額	<u>4,091百万円</u>

(注) 当行はグループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	872円45銭
1株当たりの当期純利益金額	35円04銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(企業結合等関係)

連結財務諸表の「連結注記表(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

信託財産残高表(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
銀 行 勘 定 貸	41,729	金 銭 信 託	41,729
合 計	41,729	合 計	41,729

(注) 共同信託他社管理財産の取扱いはありません。

(付) 元本補填契約のある信託の内訳は次のとおりであります。

金 銭 信 託

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
銀 行 勘 定 貸	41,729	元 本	41,729
計	41,729	計	41,729

第163期 決算公告

2024年6月27日

横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号
株式会社 横浜銀行
代表取締役頭取 片岡 達也

連結貸借対照表(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	4,028,520	預 金	18,386,589
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形	223,629	譲 渡 性 預 金	161,370
買 入 金 銭 債 権	33,286	コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形	197,080
特 定 取 引 資 産	1,730	売 現 先 勘 定	115,423
有 価 証 券	2,576,383	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	76,599
貸 出 金	14,939,302	特 定 取 引 負 債	12
外 国 為 替	22,777	借 用 金	2,027,682
リ ー ス 債 権 及 び リ ー ス 投 資 資 産	78,023	外 国 為 替	836
そ の 他 資 産	303,557	信 託 勘 定 借	41,729
有 形 固 定 資 産	145,381	そ の 他 負 債	172,623
建 物	54,299	賞 与 引 当 金	4,401
土 地	79,614	役 員 賞 与 引 当 金	23
建 設 仮 勘 定	3,261	株 式 報 酬 引 当 金	174
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	8,206	退 職 給 付 に 係 る 負 債	906
無 形 固 定 資 産	16,355	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	1,845
ソ フ ト ウ ェ ア	16,073	偶 発 損 失 引 当 金	638
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	281	特 別 法 上 の 引 当 金	29
退 職 給 付 に 係 る 資 産	51,625	繰 延 税 金 負 債	6,280
繰 延 税 金 資 産	975	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	16,256
支 払 承 諾 見 返	35,826	支 払 承 諾	35,826
貸 倒 引 当 金	△ 76,855	負 債 の 部 合 計	21,246,332
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	215,628
		資 本 剰 余 金	177,244
		利 益 剰 余 金	628,159
		株 主 資 本 合 計	1,021,032
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	59,195
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	549
		土 地 再 評 価 差 額 金	36,381
		為 替 換 算 調 整 勘 定	1,394
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	9,608
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	107,129
		非 支 配 株 主 持 分	6,025
		純 資 産 の 部 合 計	1,134,187
資 産 の 部 合 計	22,380,519	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	22,380,519

連結損益計算書 (2023年4月 1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		328,887
資金運用収益	217,283	
貸出金利	164,204	
有価証券利息配当金	36,099	
コールローン利息及び買入手形利息	2,674	
預け金利	6,611	
その他の受入利息	7,694	
信託報酬	278	
役務取引等収益	68,952	
特定取引収益	697	
その他の業務収益	36,494	
その他の経常収益	5,179	
償却債権取立益	1,625	
その他の経常収益	3,554	
経常費用		261,244
資金調達費用	53,976	
預金利息	19,537	
譲渡性預金利息	9	
コールマネー利息及び売渡手形利息	4,102	
売現先利息	5,919	
債券貸借取引支払利息	3,754	
借入金利息	6,230	
その他の支払利息	14,423	
役務取引等費用	14,835	
特定取引費用	19	
その他の業務費用	58,018	
営業経費用	115,568	
その他の経常費用	18,826	
貸倒引当金繰入額	10,384	
その他の経常費用	8,442	
経常利益		67,642
特別利益		15,580
固定資産処分益	0	
負債のれん発生益	15,579	
特別損失		1,631
固定資産処分損失	1,318	
減損損失	154	
段階取得に係る差損	154	
金融商品取引責任準備金繰入額	3	
税金等調整前当期純利益		81,591
法人税、住民税及び事業税	21,674	
法人税等調整額	△ 674	
法人税等合計		20,999
当期純利益		60,592
非支配株主に帰属する当期純利益		250
親会社株主に帰属する当期純利益		60,341

連 結 注 記 表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 9 社

主要な会社名

株式会社神奈川銀行

横浜信用保証株式会社

浜銀ファイナンス株式会社

浜銀 T T 証券株式会社

(連結の範囲の変更)

株式会社神奈川銀行及び株式会社かなぎんビジネスサービスは、株式取得により、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

- (2) 非連結の子会社及び子法人等 6 社

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- (2) 持分法適用の関連法人等 3 社

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

PT Bank Resona Perdania

PT Resona Indonesia Finance

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 6 社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- (4) 持分法非適用の関連法人等 5 社

持分法非適用の関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3 月末日 9 社

4. のれんの償却に関する事項

10年間の定額法により償却を行っております。

会計方針に関する事項

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、主として定額法により償却しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 2年～60年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年～7年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却することとしております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零とすることとしております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行及び銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破綻先：破産、特別清算等、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先：破綻先と実質的に同等の状況にある債務者

破綻懸念先：現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要管理先：要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権（三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権）である債務者

要注意先：貸出条件や返済履行状況に問題のある債務者、業況が低調又は不安定な債務者など、今後の管理に注意を要する債務者

正常先：業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

(1) 破綻先に係る債権及び実質破綻先に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

(2) 破綻懸念先及び要管理先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。また、上記以外の債務者であっても、従来よりキャッシュ・フロー見積法により計上しており、経営改善計画等の期間内にあって一定の要件に該当する債務者に係る債権については、引き続きキャッシュ・フロー見積法により計上することとしております。

(3) (2) 以外の破綻懸念先に係る債権については、今後 3 年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対して、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

(4) 上記以外の債権のうち、要管理先については今後 3 年間、正常先及び要注意先については今後 1 年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、要管理先については債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対して、正常先及び要注意先については債権額に対して、主として過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 12,970 百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

7. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与（短期業績連動報酬）の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

8. 株式報酬引当金の計上基準

株式報酬引当金は、当行の取締役等への株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役等に対する報酬の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

9. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

10. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り必要と認める額を計上しております。

11. 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、証券事故による損失に備えるため、連結される子会社が金融商品取引法第 46 条の 5 第 1 項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第 175 条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

12. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10 年から 15 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

13. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

14. リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース契約期間の経過に応じて売上高と売上原価を計上する方法によっております。

15. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、上記（1）、（2）以外のヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債については、繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。

16. グループ通算制度の適用

当行並びに一部の連結される子会社及び子法人等は、グループ通算制度を適用しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

貸倒引当金 76,855 百万円

貸倒引当金の金額の算出方法等は、「会計方針に関する事項」の「5. 貸倒引当金の計上基準」に記載のとおりであり、計上にあたって、以下のような主要な仮定を用いております。

- ・債務者の実態評価、経営改善計画等に基づく債務者区分の判定における貸出先の将来見込み
- ・過去の処分実績等に基づく不動産等担保の今後の処分可能見込額の見通し
- ・キャッシュ・フロー見積法における足元の実績等に基づく債権の今後の元本回収及び利息受取りの見通し
- ・予想損失額の算定に際して、過去平均値に基づく損失率に加える必要な修正において考慮する長期過去実績、過去実績の趨勢等に基づく将来見込み等

これらの仮定は、将来の不確実な経済状況の変化等によって影響を受ける可能性があり、仮定と実績との間に重要な差異が生じた場合には、翌連結会計年度の貸倒引当金及び貸倒引当金繰入額等の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、国内の新型コロナウイルス感染症の経済活動に与える影響は5類移行に伴って外出の制限がなくなったこと等により解消されつつあるものの、貸出先の今後の事業活動に与える影響については、補助金等の公的支援の終了やコロナ禍で生じた人手不足の影響、消費者の行動変容等により引続き不透明であり、この影響を受けて貸倒引当金については次の通り見積りを行っております。一部の貸出先については業績の回復の遅れや、これに伴う資金繰りの悪化等に伴い貸倒等の損失が発生するものと見込まれますが、可能な限り詳細に最新の情報を収集することにより、将来見込みを織り込んで債務者区分の判定を行い、貸倒引当金を算定しております。また、コロナ禍において財政状態に重要な影響が生じており、今後の事業活動にも重要な影響が残っている一部の業種に属する貸出先については、将来見込みの不確実性がより高いことから、当該信用リスクの状況を鑑み、今後の資金繰り悪化の可能性を織り込んだ場合に予想される損失額について追加的に必要な修正を加えて算定しております。なお、この新型コロナウイルス感染症による影響についての仮定は不確実性を有しており、個人消費の低迷や生産活動の停滞等の影響を受け貸出先の業績の回復に要する期間が入手可能な直近の情報による想定を超えた場合には、予想損失額を上回る貸倒等の損失が発生する可能性があります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く） 15,929 百万円
2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債等に 102,337 百万円含まれております。
3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものと並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	52,516 百万円
危険債権額	121,899 百万円
三月以上延滞債権額	4,374 百万円
貸出条件緩和債権額	5,523 百万円
合計額	184,312 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、19,586 百万円であります。
5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	40,500 百万円
有価証券	1,332,909 百万円
貸出金	1,722,962 百万円
その他資産	817 百万円

担保資産に対応する債務

預金	60,088 百万円
売現先勘定	115,423 百万円
債券貸借取引受入担保金	76,599 百万円
借入金	1,955,864 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 30,862 百万円及びその他資産 67,051 百万円を差し入れております。

また、その他資産には、先物取引差入証拠金 2,653 百万円、金融商品等差入担保金 18,336 百万円及び保証金 4,427 百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,652,344 百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,497,408 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 34,375 百万円

8. 有形固定資産の減価償却累計額 174,295 百万円

9. 有形固定資産の圧縮記帳額 80,108 百万円

10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 40,000 百万円が含まれております。

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は 74,719 百万円であります。

12. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託 41,729 百万円であります。

13. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国際統一基準）は、16.04%であります。

（連結損益計算書関係）

包括利益 137,421 百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心に、証券業務、リース業務、情報サービス・調査業務、ベンチャーキャピタルなどの金融サービスに係る事業を行っております。地域における中小企業、個人向け業務を当行グループの中核事業と位置づけ、景気変動や市場変化の悪影響を最小限にとどめ、地域における金融システムの担い手として安定・継続して金融サービスを提供することを基本方針としております。このため、当行の中期経営計画や業務運営方針など戦略目標に対応した金融商品に内包された各種リスクを継続的に識別、評価、モニタリング、コントロールすることにより経営の健全性を確保し、経営資源の適切な配分を通じてリスクに見合った安定収益の確保を図っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として当行の経営基盤である神奈川県及び東京西南部の中小企業・個人向け貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、売買目的、満期保有目的、その他有価証券で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債は、主として当行の経営基盤である神奈川県及び東京西南部の個人預金であり、流動性預金、定期性預金で構成されておりますが、一定の環境の下で予期せぬ資金の流出などにより損失を被る流動性リスクに晒されております。

貸出金等の資産と預金等の負債には、金利又は期間のミスマッチが存在しており、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

外貨建の金融資産・金融負債については、為替相場の変動により損失が発生する為替リスクに晒されております。

デリバティブ取引については、お客さまに対する各種のリスク・ヘッジ手段の提供、及び当行の資産・負債構造の管理（ALM: Asset Liability Management）や相場変動リスク等のヘッジ目的に加え、当行の収益増強のために、金利スワップ取引等に取り組んでおります。デリバティブ取引には他の市場性取引と同様に、市場リスク、信用リスク、流動性リスク等があります。なお、ヘッジ目的で取り組んだデリバティブ取引については、「金融商品会計に関する実務指針」（以下「実務指針」という。）等に準拠した「ヘッジ会計」を採用しております。当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

- ・ヘッジ対象：貸出金・債券、外貨建金銭債権債務、株式
- ・ヘッジ手段：金利スワップ、通貨スワップ、株式先渡取引

ヘッジ有効性の評価方法は、実務指針等に定められた方法により評価しております。

また、一部の連結される子法人等では、リース債権、割賦債権を保有しております。当該金融商品は、金利変動リスク、信用リスク等に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行では、個別の与信判断については、「クレジットポリシー」に定めた「公共性」、「安全性」、「収益性」、「成長性」、「流動性」の5原則及び融資における環境・社会に対する基本方針に則った厳正な審査を行っております。個別の大口与信については、ガバナンス強化の観点から「投融资会議（役員などで構成する経営会議）」において分析検討を行い、応否を決定しております。

また、債務者及び個別与信案件の信用度を客観的に分類するための「内部格付制度」や「自己査定制度」を整備し、適切な信用リスクのコントロールと適正な償却・引当を行っております。

更に、「内部格付制度」に基づき、債務者格付ごとのデフォルト実績や担保・保証データを用いて統計的に与信ポートフォリオ全体の信用リスク量を計量化し、リスクと経営体力の対比や適正な貸出金利の設定など健全性・収益性の評価を行っております。

② 市場リスクの管理

《管理態勢》

当行では、ALMの一環として、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクのコントロールを行っております。具体的には、リスク管理部署は各種リスクリミットの遵守状況と市場取引の運用状況や損益状況について、直接経営陣に報告した上で、毎月開催されるALM会議において、市場リスクの状況について報告しております。

また、市場業務は、トレーディング業務とバンキング業務に区分して管理しております。トレーディング

業務として、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的、又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で行う取引（特定取引）を行っております。トレーディング業務で取り扱うことができる商品は、国債、国債先物取引、金利スワップ取引、金利先物取引などの商品であります。バンキング業務はトレーディング業務以外を指します。なお、トレーディング業務は、特定取引の定義、時価算定の権限や方法などについて規定した行内規程に従い、厳格な運用を行っております。

《市場リスクの計測》

当行では、市場リスクの計測において、V a R（バリューアットリスク）、B P V（ベースポイントバリュー）のほか、業務の特性や運用方針に合った効果的・効率的な計測方法を組み合わせて活用しております。また、V a Rだけでは十分に捉えられないリスクについても対応できるように、ストレス・テストを定期的に実施しております。そのシナリオは、大きな市場変動と流動性の急激な低下を併せ持った重大な影響を及ぼしうる最悪シナリオ、市場リスク計測手法の特性を補うシナリオの2種類としております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、戦略目標や業務運営方針は、流動性リスクを考慮して策定しております。

《管理態勢》

リスク管理部署は、各種リスクリミットの遵守状況を、直接経営陣に報告した上で、毎月開催されるA L M会議において、流動性リスクの状況や資金繰りの状況について報告しております。

流動性リスクの顕在化の兆候が察知された場合には、ただちに関連部署による「流動性リスク緊急対策会議」を開催し、情報の収集・整理を行い、必要な対応策について迅速に意思決定できる態勢としております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注1）参照）。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、コールマネー及び売渡手形、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。このほか、「連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	883,529	868,217	△15,312
その他有価証券（＊1）	1,625,929	1,625,929	－
(2) 貸出金	14,939,302		
貸倒引当金（＊2）	△76,125		
	14,863,177	14,894,457	31,280
資産計	17,372,635	17,388,603	15,967
(1) 預金	18,386,589	18,386,472	△116
(2) 譲渡性預金	161,370	161,370	0
(3) 借入金	2,027,682	2,027,504	△177
負債計	20,575,641	20,575,347	△294
デリバティブ取引（＊3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	10,521	10,521	－
ヘッジ会計が適用されているもの（＊4）	(5,056)	(5,056)	－
デリバティブ取引計	5,464	5,464	－

- （＊1）その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
- （＊2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- （＊3）特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。
- （＊4）その他有価証券（債券）の相場変動リスク減殺を目的とする金利スワップ取引による繰延ヘッジ、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスク減殺を目的とする通貨スワップ取引による「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号）に基づく繰延ヘッジ等、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号）の適用範囲に含まれるヘッジ関係に、これを適用しております。

（注1）市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（＊1）（＊2）	7,288
組合出資金（＊3）（＊4）	43,707

- （＊1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- （＊2）関連法人等の株式 5,801 百万円は含めておりません。
- （＊3）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- （＊4）非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等への出資金 10,127 百万円は含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
債券				
国債	113,382	—	—	113,382
地方債	—	152,481	—	152,481
社債	—	261,670	77,958	339,629
株式	200,867	15,677	—	216,544
その他（*1）	—	571,171	191,410	762,581
資産計	314,250	1,001,000	269,369	1,584,619
デリバティブ取引（*2）				
金利関連	—	8,051	—	8,051
通貨関連	—	△2,643	—	△2,643
株式関連	—	—	—	—
債券関連	13	—	—	13
その他	—	—	43	43
デリバティブ取引計	13	5,407	43	5,464

（*1）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は32,147百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は9,161百万円であります。

①第24-3項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
期首残高	31,942
当期の損益又はその他の包括利益	
損益に計上（*1）	—
その他の包括利益に計上	205
購入、売却及び償還の純額	—
投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	—
投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	—
期末残高	32,147
当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益（*1）	—

（*1）連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」等に含まれております。

②第24-3項の取扱いを適用した投資信託の当連結会計年度末における解約等に関する制限の内容ごとの内訳
解約申込から解約約定までに数か月を要するもの 32,147 百万円

③第 24-9 項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
期首残高	6,431
当期の損益又はその他の包括利益	
損益に計上 (*1)	—
その他の包括利益に計上	126
購入、売却及び償還の純額	2,602
投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	—
投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	—
期末残高	9,161
当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益 (*1)	—

(*1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」等に含まれております。

(※ 2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	84,037	—	—	84,037
地方債	—	778,387	—	778,387
社債	—	199	—	199
その他	—	5,592	—	5,592
貸出金	—	—	14,894,457	14,894,457
資産計	84,037	784,180	14,894,457	15,762,674
預金	—	18,386,472	—	18,386,472
譲渡性預金	—	161,370	—	161,370
借入金	—	2,027,504	—	2,027,504
負債計	—	20,575,347	—	20,575,347

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券

株式は、取引所の価格によっており、市場の活発性に基づき、主にレベル1の時価に分類しております。債券は、日本証券業協会公表の売買参考統計値又は取引金融機関から提示された価格等によっており、国債は主にレベル1の時価に、地方債及び社債（私募債を除く）は主にレベル2の時価に分類しております。その他に含まれる資産担保証券は、取引金融機関から提示された価格等によっており、レベル3の時価に分類しております。

私募債は、将来のキャッシュ・フローを、無リスクの利子率に内部格付に基づき見積った信用リスク・プレミアム等を加算した割引率で割り引いて算定しており、レベル3の時価に分類しております。

投資信託は、公表されている基準価額等によっており、主にレベル2の時価に分類しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、主として、将来のキャッシュ・フローを、無リスクの利子率に内部格付に基づき見積った信用リスク・プレミアム等を加算した割引率で割り引いて時価を算定しております。また、約定期間等が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。

貸出金については、レベル3の時価に分類しております。

預金及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金については、商品別、残存期間別にグルーピングした将来キャッシュ・フローを市場金利で割り引いた割引現在価値により、時価を算定しております。なお、預入期間等が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

預金及び譲渡性預金については、レベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来のキャッシュ・フローを、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値を時価としております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

借入金については、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類することとしており、債券先物取引等がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値法やオプション価格計算モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手別の信用リスク及び当行自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類することとしております。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの 加重平均
有価証券				
その他有価証券				
私募債	割引現在価値法	倒産確率	0.0%－13.3%	0.5%
		倒産時の損失率	20.0%－100.0%	70.9%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却、 発行及び 決済の純額	レベル3の 時価への 振替	レベル3の 時価からの 振替	期末残高	当期の損益 に計上した 額のうち 連結貸借 対照表日 において保有 する金融資 産及び金融 負債の評価 損益 (※1)
		損益に 計上 (※1)	その他の 包括利益 に計上					
有価証券								
その他有価証券								
社債	82,840	△116	△82	△4,683	－	－	77,958	－
その他	156,649	21,801	2,381	10,578	－	－	191,410	－
資産計	239,490	21,685	2,298	5,894	－	－	269,369	－
デリバティブ取引								
その他	42	0	－	0	－	－	43	－
デリバティブ取引計	42	0	－	0	－	－	43	－

(※1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」等に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループは、リスク管理部門において、時価の算定に関する方針及び手続を定めるとともに、算定された時価の適切性を検証しております。時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを反映できる適切な評価モデルを用いております。第三者から入手した相場価格を利用する場合においては、利用されている評価技法及びインプットの確認や自行推定値との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

倒産確率

倒産確率は、倒産事象が発生する可能性を示す推定値であります。倒産確率の大幅な上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

倒産時の損失率

倒産時の損失率は、倒産時において発生が見込まれる損失の債券又は貸出金の残高合計に占める割合を示す推定値であります。倒産時の損失率の大幅な上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及びその他の特定取引資産、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2024 年 3 月 31 日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	△3

2. 満期保有目的の債券（2024 年 3 月 31 日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	25,302	25,518	215
	地方債	53,400	53,563	163
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	78,702	79,081	378
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	62,389	58,518	△3,870
	地方債	736,643	724,824	△11,818
	社債	200	199	△0
	その他	5,594	5,592	△1
	小計	804,826	789,135	△15,691
合計		883,529	868,217	△15,312

3. その他有価証券（2024 年 3 月 31 日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	214,353	93,258	121,094
	債券	103,990	103,266	724
	国債	48,517	48,051	465
	地方債	3,336	3,325	10
	社債	52,137	51,889	247
	その他	342,334	326,720	15,613
	小計	660,678	523,245	137,432
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	2,191	3,033	△ 841
	債券	501,502	516,287	△ 14,785
	国債	64,865	67,103	△ 2,237
	地方債	149,144	151,444	△ 2,299
	社債	287,491	297,739	△ 10,247
	その他	470,638	511,396	△ 40,757
	小計	974,332	1,030,717	△ 56,385
合計		1,635,010	1,553,963	81,047

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	4,016	1,671	9
債券	340,554	1,363	4,060
国債	294,581	1,361	2,467
地方債	7,977	—	125
社債	37,995	1	1,467
その他	205,660	738	16,037
合計	550,230	3,773	20,107

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、120 百万円（うち、債券 120 百万円）であります。
また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

（1 株当たり情報）

1 株当たりの純資産額	936円56銭
1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	50円09銭

潜在株式調整後 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

当行は、2023 年 4 月 27 日に、株式会社神奈川銀行の普通株式 3,477,304 株及び第 1 回 A 種優先株式 103,500 株を株式公開買付けにより取得いたしました。この結果、当行の株式会社神奈川銀行に対する議決権比率は 84.10%に達したことから、同日付けで株式会社神奈川銀行を連結子会社といたしました。

なお、株式会社神奈川銀行を当行の完全子会社とする一連の手続きとして、株式会社神奈川銀行は、2023 年 6 月 29 日を効力発生日とする株式併合を実施いたしました。これにより、当行以外の株主の所有する普通株式は、全て合計しても 1 株に満たない端数の株式となり、当行の株式会社神奈川銀行に対する議決権比率は 100%となりました。また、当行は、端数の株式の全てを取得し、株式会社神奈川銀行は当行の完全子会社となりました。

1 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

株式会社神奈川銀行 銀行業

(2) 企業結合を行った主な理由

同じ神奈川県を主たる営業地盤とする当行と株式会社神奈川銀行が一体となり、地域のあらゆるお客さまに対する金融仲介機能をさらに発揮することで、活力ある地域社会の持続的発展への貢献という地域金融機関としての使命と役割を従来以上に果たすとともに、グループの中長期的な企業価値向上をめざしてまいります。

(3) 企業結合日

2023 年 4 月 27 日 (みなし取得日 2023 年 4 月 1 日)

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

名称の変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

企業結合直前の議決権比率	6.26%
株式公開買付け後の議決権比率	84.10%
株式併合後の議決権比率	100.00%

なお、第 1 回 A 種優先株式には議決権はありません。また、当行は株式の全てを取得することを目的とした一連の株式取得を一体の取引として処理しております。

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価として、株式を取得したためであります。

2 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日

3 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	企業結合直前に保有していた株式の企業結合日における時価	1,533 百万円(*1)
	追加取得に伴う現金	9,559 百万円(*2)
取得原価		11,092 百万円
(*1) 普通株式	567 百万円、第 1 回 A 種優先株式	966 百万円
(*2) 普通株式	8,523 百万円、第 1 回 A 種優先株式	1,036 百万円

4 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等 233 百万円

5 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差損 154 百万円

6 負ののれん発生益の金額及び発生原因

(1) 負ののれん発生益の金額

15,579 百万円

(2) 発生原因

取得原価が受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を下回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識しております。

7 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) 資産の額

資産合計	522,724 百万円
うち貸出金	395,958 百万円
うち有価証券	97,858 百万円

(2) 負債の額

負債合計	496,052 百万円
うち預金	473,659 百万円

(重要な後発事象)

該当事項はありません。